

一般競争入札公告

沖縄県が発注する業務用自動車の賃貸借契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

沖縄県知事 古謝 玄太

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 業務用自動車賃貸借契約
- (2) 契約の内容 車両の賃貸借を行う。詳細については、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 使用の本拠地又は保管場所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県土木建築部都市公園課
- (4) 契約期間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで
- (5) その他 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算が否決された場合は、契約を締結しない。次年度以降において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は一部又は全部を解除する。

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県内において本社または支社、支店、営業所等を有すること。
- (2) 過去 2 年以内に官公庁との同等規模の車両賃貸借契約の実績を有すること。
- (3) 車両の故障等緊急時に、迅速に対応できること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当する者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が認める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 競争入札参加資格登録申請の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止または指名除外の措置を受けた者。
- (3) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日及び入札期日以前 6 ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者。
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされ

ている者（会社更生法の適用を受けた者を除く）。

(5)次に掲げるものに該当する者

- ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反対勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という）
- イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
- ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがある者

(6)県税に関し滞納がある者

4 入札参加資格の申請方法等

本競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1)提出書類

- ア 競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ウ 過去2年以内において官公庁と同種・同規模の車両賃貸借契約実績を証する書類（第2号様式）
- エ 県税に関し滞納がないことを証する書類（納税証明書）
- オ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書等）

(2)申請書等の提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県土木建築部都市公園課 管理整備班 松田 悠
TEL：098-866-2035

(3)申請書の受付期間

公告日から 10月15日（金） まで
（土曜、日曜日及び祝祭日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(4)入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格がない場合にのみ 10月23日（金） までに通知する。

5 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

6 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1)商号又は名称
- (2)住所又は所在地
- (3)代表者の氏名
- (4)使用印鑑
- (5)電話番号

7 資格の取消し等

- (1)入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合は、当該資格を取り消すか、又はその事実があった後、県が定める期間の入札に参加させないこととする。
- (2)入札参加資格を取り消したときには、当該資格者にその旨を通知する。

8 入札の日時及び場所

- (1)日時 令和8年10月26日(月) 午前10時00分
- (2)場所 沖縄県 土木建築部 第1入札室(県庁11階)

9 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約金額(税込み)を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上に相当する金額を県に納付すること。(詳細は別添「入札保証金について」による)ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

- (1)保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2)過去2年間の間に本県もしくは本県以外の国(公社及び公団を含む。)又は、地方公共団体と同種及び同規模の契約の履行証明書等(2件以上)を提出する場合。

10 落札者の決定の方法

- (1)有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2)予定価格の範囲内の価格がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項に基づき、再度の入札を行う。なお、入札回数は2回(1回目の入札を含む)までとする。
- (3)再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行例第167条の2第1項第8号により、最低価格を入札した者と随意契約の交渉ができるものとする。

1 1 入札説明書及び仕様書についての問い合わせ先

4（2）に同じ。

1 2 その他

- (1)この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札書並びに契約条項等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2)入札に代理人が参加する場合は、本人の委任状を当日提出すること。
- (3)入札に参加する者は、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日提出すること。
- (4)申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5)当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。